

平成26年

第4回市議会定例会 議案第11号

函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備および
運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例
の制定について

函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備および運営に関する
基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年12月2日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備および
運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例
(函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備および運営に関
する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備および運営
に関する基準等を定める条例（平成25年函館市条例第14号）の一
部を次のように改正する。

第51条第8項中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に，
「第6条の2第3項」を「第6条の2の2第3項」に改める。

(函館市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定め
る条例の一部改正)

第2条 函館市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を
定める条例（平成25年函館市条例第16号）の一部を次のように改
正する。

第2条第2項第3号中「第6条の2第2項」を「第6条の2の2第
2項」に改める。

(はこだて療育・自立支援センター条例の一部改正)

第3条 はこだて療育・自立支援センター条例（平成23年函館市条例
第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「第6条の2第2項」を「第6条の2の2第2項」に改め、同項第3号中「第6条の2第6項」を「第6条の2の2第6項」に改める。

第7条第2項第1号ア中「第6条の2第3項」を「第6条の2の2第3項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(提案理由)

児童福祉法の一部改正に伴い規定を整備するため